

◎新潟県訓令第8号

本 庁
地 域 機 関

新潟県文書規程（昭和60年3月新潟県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 主務部 当該文書に係る事案を所掌する部（知事政策局、防災局、<u>観光局</u>、交通政策局及び出納局を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(文書の書式及び用例)</p> <p>第67条 文書の書式及び用例は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例</p> <p>ア 新設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×この条例は、年、月、日から施行する。</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 一部改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×新潟県、条例（年新潟県条例第、号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>×（この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県、条例の規定は、年、月、日から適用する。）</p> </div> <p>エ 廃止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×新潟県、条例（年新潟県条例第、号）は、廃止する。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 主務部 当該文書に係る事案を所掌する部（知事政策局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(文書の書式及び用例)</p> <p>第67条 文書の書式及び用例は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例</p> <p>ア 新設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××<u>平成</u>、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×この条例は、<u>平成</u>、年、月、日から施行する。</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 一部改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××<u>平成</u>、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×新潟県、条例（<u>平成</u>、年新潟県条例第、号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>×（この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県、条例の規定は、<u>平成</u>、年、月、日から適用する。）</p> </div> <p>エ 廃止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>××<u>平成</u>、年、月、日</p> <p>(略)</p> <p>×新潟県、条例（<u>平成</u>、年新潟県条例第、号）は、廃止する。</p> <p>(略)</p> </div>

(2) 規則

- ア (略)
- イ 全部改正

(略)
 ××、年、月、日
 (略)
 ×新潟県、規則(、年新潟県規則第、号)の全部を改正する。
 (略)

- ウ・エ (略)

(3) 告示

(略)
 ×新潟県、規則(、年新潟県規則第、号)第、条の規定により、に
 関する基準を次のとおり定める。
 (において、年、月、日から、
 をした旨の届出があつた。)
 ××、年、月、日
 (略)

(4) 公告

(略)
 ××、年、月、日
 (略)

(5) 訓令

(略)
 ××、年、月、日
 (略)

(6) 訓

(略)
 ××、年、月、日
 (略)

(7) (略)

(8) 指令

新潟県、第、号×
、年、月、日×

(略)
 ×、年、月、日付け(第、号)で申請の、
 について、(下記条件を付して)許可(認
 可)(、)します。
 (略)

(9) 達

新潟県、第、号×
、年、月、日×

(略)

(10) 往復文

、第、号×
、年、月、日×

(略)

(2) 規則

- ア (略)
- イ 全部改正

(略)
 ××平成、年、月、日
 (略)
 ×新潟県、規則(平成、年新潟県規則第、号)の全部を改正する。
 (略)

- ウ・エ (略)

(3) 告示

(略)
 ×新潟県、規則(平成、年新潟県規則第、
 号)第、条の規定により、に
 関する基準を次のとおり定める。
 (において平成、年、月、日
 から、を、した旨の届出があつた。)
 ××平成、年、月、日
 (略)

(4) 公告

(略)
 ××平成、年、月、日
 (略)

(5) 訓令

(略)
 ××平成、年、月、日
 (略)

(6) 訓

(略)
 ××平成、年、月、日
 (略)

(7) (略)

(8) 指令

新潟県、第、号×
平成、年、月、日×

(略)
 ×平成、年、月、日付け(第、号)で申請の
 について、(下記条件を付して)許可(認
 可)(、)します。
 (略)

(9) 達

新潟県、第、号×
平成、年、月、日×

(略)

(10) 往復文

、第、号×
平成、年、月、日×

(略)

別表第2（第65条関係）

記号	課名
(略)	
(略)	
産政	(略)
創経	創業・経営支援課
(略)	

第12号様式（第14条関係）

電話連絡用紙

年	月	日	(略)
時		分	

(略)

第14号様式（第17条、第18条関係）

例文登録台帳

(略)	年 月 日
-----	-------

別表第2（第65条関係）

記号	課名
(略)	
消行	消費者行政課
(略)	
産政	(略)
(略)	

第12号様式（第14条関係）

電話連絡用紙

平成	年	月	日	(略)
	時		分	

(略)

第14号様式（第17条、第18条関係）

例文登録台帳

(略)	平成 年 月 日
-----	----------

別記第27号様式を次のように改める。

第27号様式（第56条関係）

文書閲覧（貸出）簿

区分	入室・閲覧時に記入									借覽時に記入		返却時に記入		
	入室 月日	保存 年限	文書 所属 年度	文書名	格納 位置	閲覧（借覽）者			入室・ 閲覧 承認印	鍵返却 確認印	返却 予定 月日	貸出 承認印	返却 月日	返却 確認印
						課（所）名	氏名	電話						
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										
閲覧・貸出														
返却				箱・文書										